

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、広島及び長崎への原子爆弾投下により甚大な被害を受けた世界唯一の戦争被爆国である。とりわけ広島県に位置する本市にとって、被爆の歴史は決して風化させてはならない重い教訓であり、平和の尊さを次世代へ継承していくことは重要な責務である。

こうした歴史的背景のもと、我が国は「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、長年にわたり堅持することで、我が国が平和国家として歩む姿勢を内外に示してきたものである。

国際情勢が複雑化する今日においても、核兵器のない世界の実現は人類共通の願いであり、我が国がこれまで積み重ねてきた平和への取り組みは極めて重要である。

よって、国におかれては、非核三原則を引き続き堅持し、平和国家としての立場を堅持されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年3月23日

広島県庄原市議会

(提出先) 内閣総理大臣/外務大臣/防衛大臣/衆議院議長/参議院議長